



(電子版)

info@jikosoren.jp

2017年 第19号 2017年8月2日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

九州北部豪雨災害救援カンパ 一次分18万円を福岡・大分地連へ配分

7月5日からの九州北部豪雨災害で、福岡・大分地連の組合関係にも被害が出ているため、救援カンパを呼びかけましたが、第1次締め切りの7月31日までに本部に18万円が寄せられました。

当面、以下のように配分して福岡・大分地連に送金します。

九州北部豪雨災害救援カンパの入金と配分 (第一次分2017. 7. 31まで)

入 金		配 分	
地方名	金 額	配分先	金 額
宮 城	33,000	福岡地連	85,000
東 京	75,000	大分地連	85,000
静 岡	20,000	全 労 連	10,000
山 口	10,000	(注)	
佐 賀	20,000		
長 崎	6,661		
大 分	1,000		
鹿児島	13,328		
本 部	1,011		
計	180,000	計	180,000

注. 全労連で集約している九州北部豪雨災害救援カンパは、福岡県労連・大分県労連に配分されます。

◎

引き続き、募金を8月末まで受け付けますので、地連・地本で集約して本部に送ってください。

【カンパ振込先】 中央労金荒川支店 普通預金 1 1 2 8 8 1 9

名義：全国自動車交通労働組合総連合会

(「自交総連」ではなく上記正式名称で記入してください)

※振り込んだら、必ず金額を本部に電話かFAXで連絡してください。

自交総連本部 電話 03-3875-8071 / FAX 03-3874-4997

【締 切】 二次集約8月末

ライドシェア解禁の慎重な審議を求める意見書 北海道 石狩市、北広島市、恵庭市、新篠津村議会で採択

北海道地連では5月からライドシェア反対の意見書採択を求める議会請願を行っています。これまでに、新篠津（しんしのつ）村議会（6月16日）、石狩市議会、北広島市議会（6月23日）、恵庭市議会（6月26日）の4議会で意見書が採択されました。

地連では、このほか当別町、江別市、旭川市議会にも陳情を行い、継続審査になっています。今後、札幌市、函館市、北海道議会にも要請を行う予定です。

恵庭市議会で採択された意見書を紹介します。

自家用車を利用したライドシェア解禁の慎重な審議を求める意見書

昨年9月に発足した国の規制改革推進会議は、一般のドライバーが料金をとって自家用車で利用客を送迎するライドシェア（相乗り）解禁の検討を始めるとしてしました。

規制改革推進会議は、本年5月23日に安倍首相に提出したまとめ答申で、ライドシェアについて直接言及しなかったものの、移動・輸送サービスについて「シェアリングビジネスの流れも念頭に検討を継続する」とライドシェア解禁に含みを残す記述としました。

国は2020年に外国からの訪日客を4千万人にする目標を掲げ、急増する交通需要への対応として、早ければ来年の通常国会での法整備を目指すとしています。

ライドシェアはタクシードライバーに必要な二種免許が必要ありません。「免許取得後1年以上経過」「認定講習の受講」などの条件を上げるだけで、アルコールチェックの義務付けもしません。

安全・安心に係る運行管理や車両整備について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態で旅客運送を有償で行う事について、安全確保、利用者の保護の観点から大きな問題があり、きわめて慎重な検討が必要です。

また、特に北海道全域に渡りタクシー産業が疲弊している昨今、一義的に法律化するのは乱暴と言わざるを得ません。

よって、国に対し、ライドシェア解禁の慎重な審議を求めます。

記

1. 国は、白タク行為にあたるライドシェア解禁の慎重審議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成29年6月26日

北海道恵庭市議会
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、規制改革担当大臣 宛各通